

# マイナンバーが記載された 通知カードをお届けします。

11月上旬から、転送不要の簡易書留郵便で「通知カード」が世帯ごとに送付されますので、必ず受け取っていただきますようお願いいたします(送付時期は前後します)。受取人がいない場合、最寄りの郵便局で一定期間(1週間程度)保管された後、阿蘇市役所に返戻されます。なお、地区ごとに順次、郵便局から配達されますので、近隣の世帯より遅れて配達される場合もありますが、あらかじめご承知願います。

## 通知カード

「通知カード」には、マイナンバー(個人番号)の他に氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。平成27年10月2日現在、阿蘇市に住民票を有する方に送付します。

送付までに日数を要しますので、死亡された方の通知カードも送付されることがあります。届いた際はお手数ですが、後日、市役所市民課または各支所の窓口にお持ちいただきますようお願いいたします。



[おもて面]



[うら面]

## 個人番号カード

「個人番号カード」は、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、将来的にさまざまな行政サービスを受けることができるようになるICカードです。

「個人番号カード」の作成を希望される方は、通知カードに同封されている交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼り付けて、返信用封筒に入れて郵送してください。詳しい申請の方法は送付される書類をご覧ください。



[おもて面]



[うら面]

## 交付手続きについて

### ●顔写真

顔写真の規格は、送付される書類に記載されていますので確認してください。次のような写真は不適切ですので、撮り直しをお願いすることがあります。

▽指定の寸法や規格を満たしていないもの(顔の位置が片寄っている、顔が横向き、顔が左右に傾いている、背景に影や柄があるなど)

▽眼鏡などにより顔の一部がはっきり確認できないもの(眼鏡のレンズに色がついている、眼鏡のフレームが目にかかっているもの、前髪が長すぎて目元が見えない、髪で顔の輪郭が隠れる、帽子によって頭部が隠れているなど)

▽人物を特定しにくいもの(瞳がフラッシュ等により赤く写っている、平常の顔貌と著しく異なる、顔に影がある、ピンボケや手振れにより不鮮明、カラーコンタクトレンズを装着しているなど)

▽デジタル写真の品質にみだれがあるもの(ノイズ(画像の乱れ)がある、ドット(網状の点)やインクのにじみがある、ジャギー(階段状のギザギザ模様)がある、変形



電子証明書の新規発行・更新手続きは12月22日で終了します

**個** 人番号制度の開始により平成28年1月から「住民基本台帳カード」に替わり、申請により「個人番号カード」が交付されます。

これにより、住民基本台帳カード内の電子証明書の新規発行及び更新手続きは12月22日(火)で終了します。

電子証明書を新規発行する場合などは「個人番号カード」が必要となりますが、住基カードと異なり即日交付ではありません。また、混雑が予想されるため個人番号カードの交付には日数を要することが予想されます。

個人番号カードを交付する際、住民基本台帳カードは回収しますのでご注意ください。

現在、お持ちの電子証明書の有効期限が3ヶ月以内になりましたら更新手続きができますので必要な方はお早めをお願いします。

なお、電子証明書の有効期限はカードの表面に記載されたものではありません。

【有効期限の確認方法】

- 電子証明書発行時に交付した「電子証明書の写し」A4サイズ of 用紙に期限が記されています。
- インターネット「公的個人認証ポータルサイト」のオンライン窓口で検索できます。

【電子証明書更新方法】

- お持ちの住民基本台帳住基カードと顔写真付き身分証明書(運転免許証等)と手数料500円を持参のうえ、市民課または各支所市民係でお手続きください。
- 番号制度対応のため、12月22日(火)までしかお手続きができません。

マイナンバー制度に関する問い合わせ

マイナンバーコールセンター  
☎0570-20-0178

このページに関する問い合わせ

市役所市民課 戸籍係  
☎22-3135

※交付場所や引き換えに必要なものなどは、改めてお知らせします。詳しくは個人番号コールセンター☎0570-783-578(全国共通ダイヤル)にお問い合わせください。

●**交付時期**  
個人番号カードは平成28年1月以降、順次、交付します。

●**交付手数料** 無料です。国の補助がありますので当面、自己負担はありません。ただし、再交付の場合、通知カードは500円、個人番号カードは800円を負担していただきます。

やマスキング(緑取り)などの画像処理を施している。